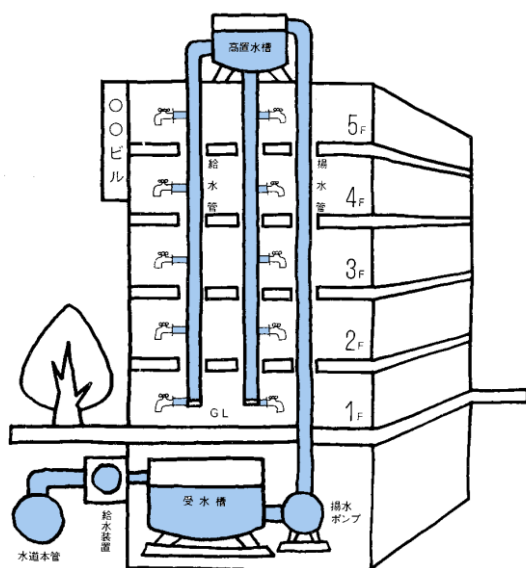


# 貯水槽水道の衛生管理について

—あなたの飲み水・安全ですか？—



## 1 簡易専用水道とは？

市町村の水道から供給される水だけを受水槽にためて給水する施設（貯水槽水道）のうち、**受水槽の有効容量<sup>(※1)</sup>が10 m<sup>3</sup>を超えるもの<sup>(※2)</sup>**を「簡易専用水道」といいます。（水道法第3条第7項）

※1 有効容量とは、受水槽そのものの容量ではなく、水槽内の最低水位と最高水位との間の水量です。高置水槽の水量は含みません。

※2 工場などに設置されているものであって、まったく飲み水として使用しない水槽は10 m<sup>3</sup>を超えていても簡易専用水道には該当しません。

また、地下水（井戸水）や沢水などを受水槽に溜めて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える住居者に供給する場合、又は一日最大給水量が20 m<sup>3</sup>を超える場合は、「専用水道」として別の規制を受けます。

## 2 簡易専用水道の届出

新たに簡易専用水道を設置した場合、遠野市に設置届を提出する必要があります。また、設置内容に変更が生じた場合には変更届、施設を休止・廃止・再開した場合には休廃止等届の提出が必要です。

なお、有効容量の変更によって、新たに簡易専用水道に該当することになった場合は設置届を、簡易専用水道に該当しなくなった場合には廃止届を提出する必要があります。

## 3 届出用紙のダウンロード

届出用紙は、遠野市上下水道課窓口（お問い合わせ先）で受取るほか、インターネットにより遠野市のホームページからダウンロードすることもできます。

【用紙のダウンロード場所】

<https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/45,0,249,481.html>

「遠野市ホームページ」→「暮らし・手続き」→「住まい」→「上水道」→「貯水槽水道」

## 4 簡易専用水道の管理

### ① 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受ける義務（水道法第34条の2第2項）

設置者は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（下記参照）に依頼して、**毎年1回以上、検査（有料）を受けなければなりません**。主な検査項目は、水槽等の外観検査、給水栓における水質の検査（臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の測定）、書類検査（設備等の関係図面、水槽の清掃の記録、その他管理の記録）になります。

検査の結果、不良個所が認められた場合、速やかに改善してください。

なお、この検査を受けない場合は、水道法第54条第1項第8号により100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【厚生労働大臣の登録を受けた検査機関】（岩手県内に事務所を有する機関 令和2年4月1日現在）

岩手県薬剤師会検査センター（盛岡市上堂三丁目17-37 TEL：019-641-4401）

株式会社江東微生物研究所（矢巾町流通センター南三丁目2-17 TEL：019-614-0127）

株式会社大東環境科学（盛岡市津志田西一丁目2-23 TEL：019-698-2671）

永薬品商事株式会社（奥州市水沢字高屋敷24番地1 TEL：0197-24-4244）

## ② 日常の管理基準（水道法施行規則第 55 条）

設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、施設を管理しなければなりません。

### ア 貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽は、1 年以内毎に 1 回、定期的に清掃することが義務付けられています。

### イ 施設の点検

施設は、月 1 回を目安に点検し、破損や不備があった場合、速やかに改善してください。

なお、地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検してください。

#### 【簡易チェック！】

水槽周辺に異常はないか。整理整頓されており衛生的か。	水槽の破損はないか。亀裂はないか。
マンホールはしっかりと密閉され、施錠されているか。	オーバーフロー管、通気管の防虫網は破れていないか。
水槽内部に異物の混入はないか。	

### ウ 水質検査の実施

給水栓から透明なガラスコップに水を採り、水の色、濁り、臭い及び味などに異常がないかを毎日検査してください。

なお、週 1 回程度は残留塩素を測定（0.1 mg/ℓ以上）し、水質状況を確認する必要があります。

### エ 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は 5 年間保存してください。

## 5 汚染事故が起きたとき

水質に異常が認められたときや、給水される水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、次のような措置をとることが義務づけられています。

- ① 水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- ② 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、使用者などに周知する。

水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに遠野市上下水道課に連絡し、その指示にしたがってください。

## 6 小規模貯水槽水道とは？

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が 10 m<sup>3</sup>以下のものを「小規模貯水槽水道」といいます。

小規模貯水槽水道については、水道法による規制はありませんが、安全で衛生的な飲料水の確保を目的とし、「遠野市水道事業給水条例」により水道法に準じた管理と検査を求めています。

## 7 災害時における貯水槽水道の活用の注意点

- ① 貯水槽水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
- ② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。施設の屋上などの高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の蛇口等が開いたままだと水槽内の水がなくなってしまうため、洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないかなどを確認する必要があります。
- ③ 使用前には、水の色、濁り、臭い及び味などに異常がないか、残留塩素濃度が 0.1 mg/ℓ以上あるかを確認してください。

#### 【お問い合わせ先】

遠野市環境整備部上下水道課上水道係  
〒028-0592 遠野市中央通り 9 番 1 号  
TEL：0198-62-2111（内線 573）  
FAX：0198-60-1580